

令和4年度(2022年度)特別支援教育取組の方向

特別支援教育課

【基本方針】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して

障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、誰もが授業内容が分かり学習活動に参加している実感と達成感を持ち、生きる力を身に付けることができるよう、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。

1 子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた指導・支援の充実

- (1) 通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校等、それぞれの学びの場において子供の可能性を最大限に伸ばすことを目指し、ユニバーサルデザインの視点に基づく誰もが分かりやすい授業づくりや、障がいの特性に応じた指導の工夫等に努める。
- (2) 授業等においてICTを積極的に活用することにより、障がいによる困難さを補うとともに、障がいの特性や発達段階等に応じた指導・支援の充実を図り、学習や生活を豊かにするための情報活用能力を育成する。
- (3) 子供たちが夢を持ち、一人一人に応じた社会的・職業的自立を実現する力を主体的に身に付けるため、キャリア教育の充実を図る。
- (4) 障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく力を育むため、交流及び共同学習の継続・充実を図る。

2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- (1) 就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるよう、「段階的な支援体制」(別紙参照)に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図る。
- (2) 進級や進学等に際しては、「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るガイドライン」に基づいて、個別の教育支援計画による確実な引継ぎを行い、合理的配慮の提供とともに適切な指導及び必要な支援を行う。
- (3) 就職希望者の就職率及び定着率の向上を目指し、関係機関と連携して企業等への理解・啓発を図る。

3 教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上

- (1) 全ての教職員が、障がいの特性等に関する理解と指導方法の工夫等に努めるとともに、計画的・組織的な研修等により、豊かな人権感覚を持って適切な指導及び必要な支援ができるようにする。
- (2) 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員においては、「特別支援学級担当者指導力向上研修」等により、特に自立活動の指導の充実を図る。
- (3) 特別支援学校の教員においては、多様な実態の子供一人一人の心身の発達段階等を把握し、各教科等や自立活動の指導等に反映できる知識・技能を習得するとともに、保護者及び学校内外の専門家等と連携して専門性の向上に努める。